

1 条を加える。

(重複貸付等の特認)

第 9 条 この要項の規定により融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和 34 年熊本県規則第 14 号）第 8 条ただし書の規定により、知事が必要と認めたものとして、重複して歳計現金余裕金を資金とする融資を受けることができるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前にこの要項による改正前の熊本県中核企業育成資金融資制度要項の規定により貸付けを行った資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 300 号

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業短期資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県中小企業短期資金融資制度要項（昭和 49 年熊本県告示第 449 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 13 条を第 14 条とし、第 10 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(重複貸付等の特認)

第 10 条 この要項の規定により融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和 34 年熊本県規則第 14 号）第 8 条ただし書の規定により、知事が必要と認めたものとして、重複して歳計現金余裕金を資金とする融資を受けることができるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前にこの要項による改正前の熊本県中小企業短期資金融資制度要項の規定により貸付けを行った資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 301 号

熊本県貿易振興資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県貿易振興資金融資制度要項の一部を改正する要項

熊本県貿易振興資金融資制度要項（平成 10 年熊本県告示第 306 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を第 14 条とし、第 10 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(重複貸付等の特認)

第 10 条 この要項の規定により融資を受けようとする者は、熊本県歳計現金余裕金貸付規則（昭和 34 年熊本県規則第 14 号）第 8 条ただし書の規定により、知事が必要と認めたものとして、重複して歳計現金余裕金を資金とする融資を受けることができるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前にこの要項による改正前の熊本県貿易振興資金融資制度要項の規定により貸付けを行った資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 302 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム といはた 阿蘇郡阿蘇町大字内牧 117 番地	医療法人社団 問端会	平成 16 年 3 月 22 日

熊本県告示第 303 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者及び製材業者を次のとおり登録した。